

(別紙1)

(別紙)

発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載のIPアドレスを、同目録記載の投稿日時ころに、被告から割り当てられていた契約者に関する下記の情報

記

- ① 氏名または名称
- ② 住所
- ③ 電子メールアドレス（SMTP）
- ④ SMS用電子メールアドレス

以上

(別紙2)

(別紙)

投稿記事目録

閲覧用URL

レス番号 327

投稿日時 2018/11/22 22:38:16

I・Pアドレス

投稿者名 名無しさん

投稿内容

クリスマス会、やるとおもってるんですか。

社員もお金もないんですよ。

やる余裕なんてありません(笑)

そのくせ、なぜトップ二人はぶくぶくと太ってるんでしょうね。

以上

(別紙3)

(別紙)

権利侵害の説明

第1 同定可能性

本件記事は、不動産投資などの不動産に関する事業を行う原告会社（甲5）に関する投稿を行うスレッド内での投稿であり、そのスレッドタイトルに「A」と記載されていることから、原告会社に関する投稿であることは、一般的な閲覧者からしても明らかである。

また、本件記事では、「トップ二人」との記載があるが、この記載のうち一人が原告会社の代表取締役である原告Bであることも明らかである。

したがって、本件記事は、原告らに関する投稿であることは明白であって、同定可能性が認められる。

第2 名誉権侵害

1 社会的評価の低下

本件記事では、平成30年11月22日の投稿として「クリスマス会、やるとおもてるんですか。社員もお金もないんですよ。やる余裕なんてありません（笑）」との記載がなされている。

このような記載がなされれば、原告会社は、人員不足であり、また経営状態も悪化していくイベントを行う余裕すらないとの印象を閲覧者に与える。原告会社は、顧客との継続的な関係が必要な不動産投資を業務として行っており、またアフターフォロー（甲6）などでも継続的関係が必要であるため、顧客に根拠のない不安を与えられてしまえば、取引継続や新規契約にも支障を来してしまうのであって、原告会社の社会的評価・信用、さらにはそのような人材基盤等に不安を抱える会社を営んでいるとして経営者である原告Bの社会的評

価・信用が低下してしまうことは明らかである。

2 違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情の不存在

原告会社は、本件記事の投稿がなされた前後の期間である平成30年12月頃までの3か月間では社員を6名増員しており、人員不足の状態ではなく、またこのような社員の増員ができることからも明らかのように、経営状態が悪化しているというような事実もない。

加えて、本件記事では、「そのくせ、なぜトップ二人はぶくぶくと太ってるんでしょうね。」との記載もなされており、これは明らかに原告B及びもう一人の役員に対する侮辱であって人身攻撃に該当する内容である。したがって、本件記事は、そもそも公益性がなく、さらにもっぱら公益を図る目的でなされた投稿ともいえない。

よって、本件記事は、真実ではなく、あるいは少なくとも公共性や公益目的の存在が認められない以上、違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情が存在しない。

3 小括

以上のとおり、本件記事は、原告らの名誉権を侵害していることが明らかである。

第3 名誉感情侵害

本件記事には、前述のとおり、「そのくせ、なぜトップ二人はぶくぶくと太ってるんでしょうね。」との記載がなされている。このトップ二人には当然原告Bも含まれるところ、これは原告Bの姿を揶揄するもので、さらに単に太っていると表現するのではなく、前記不安定な経営をしているかのような記載とともに、「そのくせ」「ぶくぶくと」太っているとまで記載し、殊更に原告Bを侮辱している。この表現は、投稿する必要もない個人に対する人身攻撃であ

つて、社会通念上許容される限度を超えて原告 B の名誉感情を侵害するものであるといえる。

したがって、本件記事は、原告 B の名誉感情をも侵害していることが明らかである。

第4 別紙発信者情報目録記載の④についての補足

プロバイダ責任制限法4条1項より委任を受けたプロバイダ責任制限法の発信者情報を定める省令は、同省令3号において「電子メールアドレス」を発信者情報として規定し、これを「電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう」と定義している。

同省令には「電子メール」に関する定義はなされていないため、プロバイダ責任制限法に戻ると、同法3条の2第2項において「電子メールアドレス等（公職選挙法第百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。）」との定めがあり、続けて公職選挙法第142条の3第3項では「電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。以下同じ。）」と規定されている。

そこで、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条を確認すると、1号において「電子メール」に関する定義が同法の省令に一部委任する形で定義され、3号において1号が定義する「電子メール」の「利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号」が電子メールアドレスであると定義されている。

よって、プロバイダ責任制限法の発信者情報を定める省令3号の「電子メール」も、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条1号の「電子メール」と同一のものとして解釈すべきであり、特

定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令では、1号においてシンプルメールトランスファープロトコル(SMTP)，2号において「携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式」(いわゆるSMS)が定められている。

よって、発信者情報としての「電子メールアドレス」とは、SMTPメールアドレスおよびSMS用メールアドレスが含まれる。

以上